

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷七十第

行發日一月九年二十正大

論叢

間地稅の觀察點……………法學博士 神戸 正雄
 植民地の經濟政策に就きて……………法學博士 山本美越乃
 共產の原理……………法學士 恒藤 恭
 私經營統計概論……………法學博士 財部 靜治
 海運に於ける競争と獨占との分界……………法學士 小島昌太郎

時論

農村問題と其對策……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

シニワーへの法則……………經濟學士 岡崎 文規
 壹岐國に於ける地割制度……………農學士 奥田 彥

雜錄

百姓と町人……………法學士 本庄榮治郎
 獨逸に於ける勞働立法の發達……………經濟學士 中丸 叶
 經濟學史上のベッカリア……………經濟學士 小川福太郎

壹岐國に於ける地割制度 (二・完)

奥 田 彥

目次

緒言	名稱	地割と領主との關係	施行の範圍と割替の區域	割替の年限及時季	割替の土地
土地の分配に與る者	土地分配の標準	地割役員(以上、前號所載)	土地割替の順序	配當地の處分	地割と村落制との關係
發生及廢滅	結言(以上、本號所載)				

第九 土地の割替の順序

さて地割を行はんとする時は、豫め上司を経て、領主の許可を得、庄屋及坊頭協議の上、割子及割頭を選任して割の實務に當らしめ、自らも亦筆取添筆取と共に各事務を分掌して、割子の補助及監督をなす。

割子は其就任に當りて、左の如き誓をなす。¹⁾

一、今度田畑割御座候に付、割子に被仰付候に就ては、割頭付其者分限相應家内人数多少詮議の上、不同無御座候相極、屋敷指畑圃畑共に土地の上中下風早損作徳之考を以、良く吟味任り、甲乙無御座候、廉直に割立可申候、縁者親類誰人の割にても、毛頭依怙蟲負仕間敷事。

一、於割宿社給人は不及申、脇間人内百姓に至る迄、無出入、全賄賂を請申間敷事。

一、此節割方役指越候條、指圖を請可申事。

既 苑 壹岐國に於ける地割制度

第十七卷 (第三號一〇九) 四一三

1) 田畑割御定法書寫より轉載。

右之條に於相背は神文。

屋外作業即ち土地の測量及土地階級決定に着手したる後、土地の組み替へ及分配をなすの順序なるも、之等に關して殆んど參考となすべき文書なく、往昔の實狀を仔細に知る由なきを以て、僅に斷翰零墨を補綴し、揣摩臆測を逞くして一端を窺ふのみ。

往時土地の實地見分を土見ツチミと呼べるが如し(例へば、田畑割御定法書中に「今度田畑割申付候條土見より入念、不依親疎、全依估最責任間敷事、」とあるによりて之を知るべし)。土地の等級は各時代によりて異れども、寛政七年六月の「郡方仕置帳」に記載する田畑高定め法を見れば、略想像し得らるゝなり。

即ち同帳に「田地高守の義は土地の善悪を上々一段、上一段、中一段、下一段、下々一段、都合五段に分ち、左之通り高を守可申候。

上々	田一反	高三石
上	同	高二石五斗
中	同	高二石
下	同	高一石五斗
下々	同	高一石
上	畑	一升蒔に付
		上り米
		一升六合

(中略)尤土地の善悪次第之差別、右五段にも限間敷、就其餘は右五段の定を規矩に致し、夫より割屬し候て、土地相應之高を守候様可相心得事、又「新田開發のものには、上高一石二斗五升、中高一石、下高七斗五升、下々高五斗」とあり、次に畑の階級を見るに、同じく仕置帳に、

中畑	同	同	一升四合
下畑	同	同	一升二合
下々畑	同	同	一升
三下畑	同	同	八合

とあり。

田畑の測量及等級の評定が決する時は割替地の組合せを行ふ順序なるも、之を如何になせしやは不明なり。組合の後抽籤を行ひ、作人及作所を確定し、其結果を田方帳及畑方帳に作成し、左記の如き形式を以て上司に申達したるが如し。

割頭授帳奥書

帳 丙 合屋敷 何百何拾ヶ所

合屋敷 何百何拾割

右者今度田畑割、願之通御免被下、我々共目合割頭相極、諸人納得之上、甲乙無之様割申候、此上にて何角邪魔申仁御座候者、我々罷出可承候、爲後日如斯御座候、以上。

年 月 日

- 坊 頭 判
- 樹 取 判
- 作 人 頭 判
- 割 子 判
- 筆 取 判

庄屋 誰 殿

右割方拜見之上、諸人指寄承候處、毛頭出入之儀無御座候、以上。

右割方遂吟味候處、相違無御座候、以上。

庄屋 何某判

代官 判

割方 役判

尙「壹岐國在方定格」に田畑之儀は、先年被相定候通、郷中打寄、田畑上中下を見定、一割宛之作所不同無之様致置、圃入を以て作人相極可申候、右割方に就き、最負之計於有之者、代官庄屋小役人に至る迄、屹度越度に可申付候條、田畑割立會之小役之者共、何れも誓詞致させ、代官見届可申事、「又「那方仕置帳」に「一免限代官庄屋坊頭其外所々老人作方功者のもの寄合金議の上、平等に割直し、振圍を以て作付相極、少しも依估最負不仕様申付事」とあり、此等によりても、割が何なる方法にて施行せられしや、又藩が地割施行の節に發生すべき弊害の防止に如何に苦心したるやを推知することを得べし。

以上は主として古書類に基き、割替の順序及方法を考察せしものなるが、次に稍々重復の感あるも、維新前後の實狀に就き述べんとす。維新前後即ち地割制度が、其餘命僅に十年内外を出でざりし頃に於ては、二三十年來の慣例に従ひ、藩より割奉行を特に任命して壹岐全土の割替の事を専ら管理せしめたり。割替の方法は、従前と別して差異なかりしが如きも、唯益々自治的となり、各割替區域は同區域内の住民の協議によりて施行したり。²⁾ されば此頃には最早領主は田畑割御定法書の如き法規を發する事ともなく、又傳來の法規を嚴守せしめんとせず、只民情の好むに任せたるが如し、故に割替區域により割替の期限及分配の標準に於ても多少の差異を生じたり、又同一區域にても、先きに協議決議せし規定を墨守すると云ふにもあらず、割替年限來れば

2) 永元嘉十郎及下條美助兩氏談。

民情の變遷等を參酌して新に協定し、専ら村民の意嚮に従ひ、其平安を圖りたりと云ふ。³⁾而して割替の時期來れば、割子及割頭選任せらる、彼等は既述の如き標準により、各戸につきて夫々配當額を評定し、之れを總計して、全體にて何百何十何割何分と云ふことを算定し、地割すべき土地の總高を總割數にて除し、一割の出畑の高各何程宛と云ふことを算出したり、斯くて區域内の住民を召集し、「さすり」(協議の意)を行ひ、右標準の高に合致する様公平に土地の組合せをなして各戸に分配す。當時は最早繁雜なる測量及土地階級の評定等を行はず、土地の面積は、庄屋の所有せる土地臺帳に基き、又土地の等級は、各土地の生産力に基き机上にて評定したり。水田の組合せは、吉永榮十郎氏の談によれば、先づ最初に上田を基準として、之に下田を配して、大體の組合せを作り、後中田を之に配し、土地組合せを了したりと云ふ、故に一名上田を頭田、下田を尻指、中田を中指と云へり、されば組み合されたる一割宛の土地は其面積に於て不同ありしのみならず、其高に於ても一二升の差あるを免がれざりしと云ふ。かくて之を抽籤により各戸に分配せり。次に畑地に於ては、抽籤によらず、各戸に附屬せる前畑なる不割地を基準とし、面積等級及各戸よりの遠近を參酌して、最も便利なる畑を選択配當しかりと云ふ。籤は紙撚にして、先づ番籤を抽き、後本籤を抽くこと、せり。而して抽籤によりて配當を受けたる田は、必ずしも自己の希望と一致せざるを以て、抽籤後個人的に交換せり。かくて各自の分配地決定する時は之を割帳に記し郡代へ届出でたり。

地割に要する費用殊に地割の専任役員に對する報酬としては、最善の畑を支給したり、此畑を

3) 松本浩通及下條美助両氏談。

割畑と云ひて、地割の節、土地分割に當りて豫め除き置くなり、例へば割子には畑二歩を支給したり、之を割子恩料と云ふ、其他の役人たる庄屋、筆取、坊頭等は既に述べし如く、夫々一定面積の土地の支給を受くれども、こは割に對する特殊の役料と云はんよりは、寧ろ一般事務に對する給料と看做すべきものなり。此他、割の事務及協議に要する食費及文房具費等は現金又は現物を以て區域内の各戸に賦課徴收したり。

例へば「田畑割御定法書寫」の或る箇條の付紙に、次の如き記録あり。

一、扶持方米一日壹升宛 前例之通小役人中並割子食糞共に。

一、糠 附により切立。

一、茶 煙 草 但前方は切立居候由に候へ共、此節論談之上相止候事。

一、野 菜 薪 但觸により切立前方の通。

一、割子恩料 本宮村にては畑二歩可須村にては見合。

但し是迄之通、尤以後割有之候迄附置候事。

一、紙 筆 墨 但是迄之通、觸により切立候事。

第十 配當地の處分

「國中田畑永代賣買之儀は、一統不相成候御法に付、云々」と彼の田畑割御定法書寫中の天保十年(日紀二四九九年)の仰出に云へる如く、國內一般に土地の永代賣買は禁止されしも、割替年限以内ならば、土地の賣買は勿論質入賃貸等自由に處分することを得たりき。土地を他人に讓渡す時

は、坊頭に口頭を以て届け出づるものにして、其土地に賦課せらるゝ租税納付の形式は賣買當事者間の契約如何により、或は買受人が讓渡人の名義にて納付することあり、或は又全然自己の名義に移して出すことありたり。次に郡方仕置帳の一節に、「田畑賣買之儀、是又代官承届、那代中に申達指圖の上、可指免候、尤御物成之儀は、永代賣主より相納、買主作取約束にて賣買等仕儀、堅相禁候事、」とあるを見れば、租税納付の形式如何によりては、永代賣買も可能なりし如く見ゆれども、之は割地以外の土地に對して適用せられたるものなるが如し。

然るに當事者が故意に割替年限よりも長期の年數を以て賣買せしか、或は前回の割替年限に基きて賣買をなしたりしに、何等かの理由によりて、前回の年限以内にて地割が行はるゝに至りしが如く、割替期限來るも未だ契約期限が満了せざる場合にも、藩は其等の事情を何等參酌することなく、すべて土地を指出させ割崩したるものゝ如し。(即ち御定法書(年代不詳)の一節に「賣地年數不相濟違度、割崩し配分に爲仕候上、全出入承置申間敷事、」¹⁾又其符箋に「御箇條之通、尤御年貢方に付、年限賣は年限割、又は替地爲指出候て、割崩候事」²⁾あり)。故に斯くの如き場合には、新たに配當を受けたる土地を賣主に與へて其義務を完了したりと云ふ¹⁾。

之を要するに、土地の分配を受けたる者が、土地を自由に處分し得たるは、原則として割替年限内にして、割替年限來る時は、如何なる理由あるを問はず、割地は總て之を返還し、更に割替を行ひたるなり。然るに口分田の制度に於ては、一度土地を給與したる時は、受給者の死する迄は之を收公せず、班年に至りて土地を收公し、又は受給するは、死者又は新に六歳に達したるも

1) 吉永榮十郎氏談。

のにして、田が六年毎に、凡ての人に新に班授せらるゝに非ざりしなり、之れ兩制度の異なる所なり。

第十一 地割と村落制との關係

壹岐の現村落制は、之を舊時の状態に比すれば、幾分の變化をなしたるは疑ひなしと雖も、家は土地と密着し、之を容易に移動し得べからざるを以て、現狀によりて舊態を十分に窺ふことを得べし。即ち壹岐國の村落制は所謂散在村落制又は疎居村落制にして、或は山腹に、或は山麓に、或は谿谷に、或は平地に三々五々家々點在せるを見る。壹岐國に於て如斯疎居村落制を取れるは、他にも理由あるべけんも、地割制度與つて大に力ありしなるべし、蓋し前述の如く、畑地の分配は、農家の前面に附屬する前畑と家屋に可成接近したる畑地とを以てするを原則とせしが故に、新に獨立して一家を興し、土地の分與を受けんとするものは、農業經營上の便利より、家屋の密接せざる耕地或は原野に家屋を新設して、出來得る限り自己の住宅の附近にて畑地の分配を受けんと努めしに由るべし。

第十二 發生及廢滅

地割制度發生の原因及其年代に關しては、其が經濟史研究上非常に興味あり且つ重要なるにも拘らず、未だ正確に究明せられたるもの極めて尠く、其の多くは臆測に偏せる嫌なしとせず。壹岐國の地割制度の起源に就きても、亦内田博士も據るべきもの無かりしと見え、推論を専らとせられしが、管見を以てするも、同博士の推論には未だ遽かに左祖し難き點尠しとせず。

す、依つて本研究に當り山邊君及余は其方の大半を此方面に注ぎ、古老につきて傳説を質し、又は松浦家につきて其藏書を探りて其が闡明に努めしも、僅かに二三の傳説と斷斷審察とを得たるのみにて、全く暗中摸索に終りしは余の甚だ遺憾とす所なり。

從來發表せられたる發生に關する所説の内稍々信を措くに足るべきものは、内田博士の所説にして、壹岐國の地割制度は上古の土地共產制の遺物にあらざるかと云ふにあり。¹⁾ 山邊君及余も亦實地調査以前に於ては、或程度迄本説に信賴したりしも、山邊君が壹岐國に渡りて同國の舊家吉野光枝氏の所藏にかゝる「壹岐史拾遺及び壹岐國郡庄郷邑浦來歴」の二書を借讀するに至りて其非なるを發見するに至れり、即ち「壹岐史拾遺」に「昔は人家繁昌をなして、山野も人の住家となりし其世は、畠の中に家を作り、垣構へをなして住居せし、年貢もなくて、渡世の營み、さして世話なく、田畑等分に毎家に割付配分することなく、田畑は代々持傳へ、其の内を嫡子二男庶子へ相應に譲り與へし、中頃より田畑等分、毎家に配分の割山割も出來れり、」とあるによりて、地割が上古の共產制の遺風ならざることを知り得べし、然れども此文に謂ふ所の中頃とは果して何時の事なりや尙ほ不明なり。次に「壹國郡在郷邑浦來歴」を見るに、「昔田畑山等の割はなし、貴賤共に耕作人重代相傳の田畑山等あり、應永十九年、箱崎江角の五郎嫡子次男に田畑所名屋敷配分讓狀二通に、重代相傳の地と書けり、坂の五郎は貝畑の居住家を嫡子徳衛門に譲りて、江角に次男乙童と移住す、是山本黨の先祖なり、田畑山等賣買はありし、永祿の頃、田畑山等を其所民家同様に割分たり、是田畑山等割の始なり、今山割はなし、」とあり。

1) 日本經濟史の研究上卷二三六一二三八頁參照。

右「壹岐國郡庄郷邑浦來歴」なる書は、寶曆明和年間〔日紀三四二—三四三〇年〕に、吉野氏の祖なる政長(又は秀政)の著せるものなりと云へば、同書成立の年は、永祿の頃を距る約二百年の後の事に屬す、又本書著述の意は、單に古事舊慣を録して之を子孫に知らしめんとするに止まりしものにて、其記する所、何等組織系統を有せず、所謂老人の隨筆とも稱すべきものなれば、其一言一句に信を措くを得ざるやも測られざれど、毫も僞る所無く、自己の記憶するまゝに書き記せる所に一顧の價値ありと信す。

之に據れば、壹岐國の地割制度は、内田博士所説の如く上古より存在したる慣行を其當時の領主が公認せしと云ふが如きものにあらずして、寧ろ永祿の頃に至りて、新たに創設されたるもの、如し。果して然らば、永祿何年に起りしか。

今壹岐郷土史研究家たる後藤正足氏の著せる「壹岐郷土史」に據るに松浦黨五氏の分治の後を享けて、波多氏の末年に至りては、壹岐の代官立石三河、牧山善右衛門、牧山大舍人、下條將監、下條掃部、松本左近等の六人衆謀りて時の城代波多隆を滅し壹岐國を分治せり、之より後、上松浦岸岳の城主日高甲斐守喜は壹岐に入り、隆の末弟政を擁立して、六人衆を滅すに至れり、茲に於て甲斐守は政を立て、壹岐城代とし、部署を終えて又上松浦に還れり、これ永祿八年(日紀二二二五年)の事にして、同十二年(日紀二二二九年)には日高喜は岸岳城を追はれて壹岐に潰走したり、壹岐には自家擁立の政ありしも、今や背に腹は替へられずとて之を打ち取れり、舊記に曰く、兄弟相謀するに、上松浦へは所詮遠るべきなし、政は主君なれども、止むを得ずとて、從士郎黨を率ひ、龜岳城に忍入り、政を打ち取りたりと、後元龜二年(日紀二三三一年)日高喜は其同志の士立石岡書と謀り、壹岐を擧げて松浦氏に屬せんとし、誓紙を添え、其女を質とし、以て款を通ず、隆信(松浦家第二十)喜びて之を納れ、其女を第二子信實に娶はして壹岐に入らしむ、茲に於て壹岐の士人信實を迎へて之を主將となす、これ壹岐が松浦氏に屬

せし初年にして、これより以後、壹岐の地は松浦氏に屬し、徳川時代に及べりと、若し此の記録を以て眞なりとせば、かゝる干戈相争の時代に、當時の領主がかゝる施設を爲したりとは到底推想し得ざるなり。然れ共右記録は直に信憑すること能はず吉田東伍氏著大日本地名辭書壹岐國の條に、「此島は中世以降、少貳氏の守護する所たりしが、少貳氏衰へ、松浦黨志佐氏等五家其地を分ち、共に島事を掌る、志佐最強盛、遂に守護となる、後波多氏全島を併せ、武生水に聚塞す、永祿中、島人、波多氏に叛き、平戸の松浦氏に附庸たり、是より後、平戸の封内となり、以て今代の始に至れり」と、又松浦伯爵家の編纂にかゝる家世年表に「永祿六年(自紀二二三三年)道可公佐世保日卓早岐佐志方等の地及び壹岐志佐等の地を併す」とあればなり。

今此の記録を眞なりとすれば、地割は壹岐國が松浦氏に屬して、泰平無事となりたる永祿六年より永祿十二年迄の間に創始せられたるものならざるべからず、然るに壹岐史拾遺に、「永祿の頃迄は侍地高地行にして、各格と稱して外に格段なく、座居は高知より上座をせし地高の田地を耕作し納む渡り百姓定めり」とあるによつて見れば、永祿の頃迄は土は土地を領主より受け、一定の作人をして其土地を耕作せしめ、年貢を納めしめたるものにして、地割制度は未だ存在せざりしが如し、而して松浦家世年表に『永祿十年(自紀二二二七年)道可公壹岐國田帳(壹岐名勝圖誌第一卷國司の由來に「喜が女を平戸へ渡せしかば、道可君歡び給ひ、四男信實と夫婦の約束をなさしむ、是に至りて、壹岐國盡く定まれり、此時惣田地并惣給人中の姓名を記す、是を壹岐國永祿の田帳と云ふ」とあり、又一名社寺諸土給地配當帳と云ふ)』を作り正保四年(自紀三三〇七年)天祥公家中物成地高を止め藏米にて之を渡す』とあるを以て見れば、右壹岐史拾遺の史實は地高知行制度の廢止せられたる正保四年迄は存続したるものにして、地割制度は永祿年間よりも寧ろ右地高知行制度の廢止せられたる正保四年以後に創設せられたるものにあらざるかとの推測を下し得可し。山邊君が實地踏査したる際、下條美助氏は松浦領の昔に於て

は、當國の土は領主への勤務と上より賜りたる土地の耕作とを兼ね行ひたり、然るに上への勤務の爲め、次第に土地を荒廢せしむるに至りしかば、土地を藩に引上げて之を農民に廻作せしめ、土には祿を領主より與ふる事としたり、之れ割の起源なりと語られたり。本談話には其年代は示されざるも、其内容より推想する時は、正しく正保四年の事實を語られたるものなるべし。其後余が壹岐國に渡りて同氏を訪問せるに、同氏は山邊氏來訪の節提示せざりし、古書一冊を取り出して此の記事こそ正しく地割の發生を記せるものなりとて其一節を示されたり、就いて見るに、同書は「天祥院棟御政道覺書」と題せられ、右の一節に「御家中侍中地方持候得共、土民を仕人により知行所荒所の様に仕成し候者茂有之候、惣棟御藏人に被成平等に御仕置被仰付との御事にて、正保四亥年に、地方被召上、御藏米にて被下候給知之内、先規より相傳子細有之寺社領者、如先規之地方に而茂被下置候事」とありて、同氏が山邊氏に語られたる内容と合致せるのみならず、其年代は前の推論と全然一致せり。余は該記録の出所、並に一層詳細なる記録を得んとして、平戸及東京の松浦邸にて古書類を涉獵したるに、天祥公(松浦家第二十
九世祖鎮信)の家老山本霜木の覺書に、之に全然同一の記事あるを發見したるより、益々以て該記事の正確なるを證するに足れり。又政廳要錄寛文二年(百紀三三三三年)の條に載する仰出に、「田畑割之儀、上中下吟味を以て割合を作可仕事、云々」とあり、右寛文二年は正保四年を去る僅かに十四年なるが故に、正保四年頃に地割起れりとする説は之を無下に排斥すべき理なし。更に余は右正保四年頃の時代はかゝる内政上の一大革新を行ふ必要ありしや否や、又爲政者たりし松浦鎮信は果してかくの如き大革新を實行し得るに

足る材幹を有したるや否やを一瞥し、右所説の確實性を視はん。

既に述べしが如く、壹岐國が松浦家の所領となりし年代に關しては異論ありき雖も、永祿の頃、松浦隆信(道可公)が掌握したる事は疑なし。隆信は其當時の諸侯と等しく東西に轉戦して領土の擴張に努め、秀吉の九州を征するに當り、早く麾下に屬して所領を全うし、征韓の役には其子鎮信(法印公)及び孫久信(泰猷公)を出征せしめ自ら後方連絡の任に當りて後顧の憂無からしめたり。又隆信は天文十二年に種子島に來りてアクルビユース銃を傳へて有名なるピントーの水先案内たりし王直(明鑑五峰)を平戸に住せしめて日支貿易の仲介者たらしめ、葡人エドワードガマトが平戸より印度に歸るに託して宣教師の來らんことを請ふ旨の書を贈り、一に日歐貿易の連鎖を切支丹宗門の傳道を默許するにあるを察して、陽に宣教師の來るを歓迎し以て日歐貿易の發展を測したりしが、業半にして慶長四年七十一歳を以て卒す。鎮信亦幼時より身を兵馬に委ね、秀吉の九州征討及び征韓の役に従ひて功あり、封を蒙りて後は、英蘭貿易に關し、家康の爲に斡旋の勞を取る等、最も外國貿易の隆盛に力を用ゐたり。其子久信は關ヶ原役後伏見に客死したり。孫隆信(宗陽公)は當時未だ幼弱なりしかば、祖父鎮信の後見を受けたりしが、二十三歳にして祖父に贖れ、後二十四年間國政を見、英吉利和蘭支那及朝鮮との貿易に力を盡し、曾祖父隆信以來の剛幣の空乏を處理するに努めたり、寛永十四年四十七歳を以て卒するに及び、長子鎮信(天祥公)十六歳にて襲封せり。²⁾

かくの如く隆信(道可公)より隆信(宗陽公)に至る四代は、征韓役後専ら力を外國貿易に致せしかば領内は益々繁榮したりと雖も、平戸の外國人と取引をなせし貿易商の大なるものは多く他領より來りしものなれば、運上冥加金等の収入は著しく増加せず、又當時我國に於ては關稅を徵するの制度なかりし爲め、蘭英商人より得たるものは定例の贈品に過ぎざりしかば、貿易に伴ふ収入は世人の想像するが如く決して大ならざりき、反之征韓役以來の負債の整理、城普請、幕府の課役及び江戸參覲の爲め多額の金を要し、到底年々の収入を以て之を支拂ひ得ざりしかば、領主は蘭

2) 松浦家編御家世傳草稿。

英商館より多額の金員を借入れ、一時財政上の窮乏を糊塗したりき³⁾。然るに寛永十八年蘭商館の長崎出島移轉と共に、平戸藩の外國貿易が一頓挫を來すや、最早右の如き借入金を以て財政の窮乏を救ふこと能はざるに至れり、即ち藩としては從來の商業立國の主義を放擲して、當時に於ける産業の大宗たる農業の振興に向つて猛進し、農民の富力を充實すること共に、彼等の擔稅力を増加して、自家歳入の増收を圖らざるべからざるに至れり、然も農業の生産は土地を基本とするが故に、農業の振興を圖らんせば、先づ土地利用の方法を改善せざるべからず。正保四年は平戸に於ける外國貿易の閉止せられたる寛永十八年を去る僅々六年後にして一大農業政策を確立するの必要已むべからざる時代なりき。

鎮信は平戸貿易の終末期たる寛永十八年を去る僅かに四年前に襲封したるものにて、松浦家の浮沈は一に其の双肩にかへりしなり。鎮信夙に宋の文天祥の人となりを慕ひ、自ら天祥庵と號し神書を橘三喜吉川惟足より傳へ、天文を秋山忠右衛門横田才庵に學び、且蘭學に通ず、又國典漢籍を文庵玄覺に受け、禪は隱元、木庵、道者元及び澤庵等に參し、書を玄陳に習ひ、更に當代の偉人山鹿素行と莫逆の交をなす。其の人となり英明果斷智勇兼ね備へ、尊重の大義を懷き、祖業を繼承して心を文武の道に潛め、最も甲州の兵法を慕ひ、素行を延て其學を講習し、賢を禮し、士を愛し、又民を憐み農を勸め、開墾修築以て國利を圖り、賑恤貨殖以て飢寒を救ひ、庶政を正し、法令を改め、幕使の平戸に來るものをして善治良政九州第一と稱せしめたりと云ふ⁴⁾。依之觀是正保四年の頃は、松浦藩に於ては内政一新を必要とせしのみならず、之が實施に當り得る偉大

3) 村上直次郎著、貿易史上の平戸一一七——一二〇頁。

4) 松浦家編天祥公略傳

なる爲政者を有したる時代にして、其頃に地割制度が創設せられたりとの説は、之によりて益々確實性を得るものと云ふべきなり。

今若し本説を是とせば、本制度は一旦土地を收公したる後、班田制によりて人民に土地の用益權を與へて、一に土民を解放し、二に領内の富力を増進し、三に中央集權制の樹立を企圖したるものにして、彼の大化の改新に當り天皇及各氏が各々土地及人民を私有し、部曲の民を使役し重税を賦課徴收し居たりしを廢して、すべての人民と土地とを國家に收め、人民には班田收授の法によりて、單に用益權を與へ、以て一は下層階級の解放を圖り、一は國家權力の確立を畫したると同一なり。

然れども此に一二の疑はざらんとして疑はざるを得ざる點あり、第一に地割制度創設の如きは松浦藩に取りて極めて重要なるが故に、正保四年地高地行制度が廢止せらるゝと共に地割制度が創設せられたりとすれば、何を以て山本氏は地割制度に言及せざりしかと云ふ點なり。尤も此點に關しては、地割制度の如き複雑なる制度は、短時日の間に創設せらるべきものにあらざれば、藩は先づ地高地行制度を廢止して土地藩有を行ひ、後徐ろに地割制度を創設し、寛文二年既に實施せられたりとも解せられざるにはあらず。第二に正保四年説の如く、地高地行制度の廢止と共に、全然新規に地割制度が創始せられたりとすれば、其制度の内容は松浦藩領内すべて一律ならざるべからず、然るに壹岐國に於ける土地分配の標準は戸のみならず戸内の口數家族の年齢及性をも考慮に入るゝに拘はらず、松浦家の本據たりし平戸を於ては單に戸のみを標準となした

り、かくの如く同時に同一の爲政者によりて起されたる制度の内容が地方によりて異なるは、内容を異にせざるべからざる素因が少くとも地割制度の創始以前に既に存在せしに因れるにあらざるかと云ふにあり。而も余は目下右の疑問を闡明すべき時間を有せざるを以て、本制度の發生原因に残る多少の疑問を學界に提供して大方諸賢の研究を仰がんとす。

然るに壹岐國に於ける地割制度は少くとも寛文二年(百三十三三年)には既に存在したること確實にして、爾來藩の公認制度として明治の初年迄約三百年間連續として繼續し來り、明治維新を迎へて、遂に地租改正の斷行の爲め、脆くも其跡を絶つに至れるなり。下條美助氏は云ふ、「地租改正により畑は明治六年に、田は同八年に各村の戸數に平等に割付け、其儘所有權を與へしなり、」と、又箱崎村の古川純太郎氏は「明治八年に割をして、十五年目割替をなすことに取極めたれ」とも、明治九年の地租改正後、土地を失ふもの生ずるに至り、遂に抽籤を行はず、其儘となれり」と語り、即ち全島等しく明治六年より同九年迄の間に於て、従前の割替慣行に基きて、各戸に割付け、茲に完全なる土地私有制度は確立せられたりしなり。

當時の民心如何を聞くに、後藤正足氏は曰く、「恰も其時が割の十年目となりて割替を行ふの年となり、土地割替を行ふ折なりしかば、幸にして民心を動かすことなく、各戸平等に割當て、新制度に其儘遷りしなり」と、蓋し割替年限の到來は全國一樣ならざりしならんも、兎に角舊慣によりて各戸に土地を配分し、私有制度を確立するも、何等民心を動搖せしむるに至らざりしが如し。

斯くの如く地割の廢滅は全く人爲的なり、然も當時の民心を動すことなくして新制に遷りたるを見る、然らば當時已に民心は舊慣に倦み、其實効なく、本來の性質は全く失はれ居りしやと云ふに、敢て然らず、之れ蓋し舊慣を遷して夫に永久の所有權を附與せしに止まり、其形に於て何等異を樹てざりしに因るべく、又其後不平を見ざるも、之れ民心が時勢の變遷社會組織の變革に順應せる爲なるべし。

第十三 結 言

之を要するに、本制度は之を其内容より觀察する時は、國家社會主義又は農業社會主義の施設に比すべきものなるが故に、現今の社會制度や經濟制度を改良する參考として、本制度が當時の社會に對して如何なる意義を有したるやを研究することは極めて興味あることなり。

本制度の最も特徴とする所は、貧富の懸隔を防ぎ、萬民等しく生計を立ち得ることなり、即ち土地は各戸生活の必要を基準として上中下の田畑を均等に組合せ分配せられたるのみならず、人民は唯特種の土地以外を除いては、永代に用益するの權なく、又割替地の用益權すらも一定の割替年限以上の賣買は禁せられしかば、土地の兼併は行はれず、各戸の富力には大差なかりしと共に、一旦倒産の憂目に會するも、次期割替には再び土地の分配を受くるを以て、全く春落することになりき。然るに明治維新に當り地租改正せらるゝや、土地の用益權者は所有者となり、交附を受けたる土地は己が意に任せて處分し得るに至りしかば、優者は益々昌へて大地主となり、劣

者は益々劣へて小作人とならざるべからざるに至れり、即ち大正六年の壹岐郡要覽によれば、左表の如く、耕地總面積の約三分之一は小作地となり、農業戸數の過半は小作農(但し自作兼小作を含む)となりて、茲に地主小作の二大階級の出現を見るに至りしのみならず、地主階級のみにつきて見るも、其所有の面積に大なる差等を見るに至りしは、一に本制度崩壞の結果と云ふべきなり。

(イ) 耕地面積及自作地小作地反別(大正六年末現在)

	耕地面積		自作地		小作地	
	實數	此例數(%)	實數	比例數(%)	實數	比例數(%)
田	1,520,777	100	1,024,000	67.3%	496,777	32.7%
畑	528,474	100	347,128	65.7%	181,346	34.3%
計	2,049,251	100	1,371,128	66.9%	678,123	33.1%
(ロ) 耕地所有者數 (大正六年末現在)						
五反歩未満	五反歩以上	一町歩以上	三町歩以上	五町歩以上	十町歩以上	五十町歩以上
10,727	2,224	1,282	2,224	2,224	1	5,923
計	13,481	100	100	100	100	100

(ハ) 農業戸數 (大正六年末現在)

自作農	自作兼小作農	小作農	計
1,520,777	3,323	3,323	5,167

本制度第二の特點は、共同一致隣保相助の美風を生ずることとなり、即ち土地の割替に關して、領主より細密なる規定を發布せしのみならず、監督官を派遣せしも、其實務は部落民全體の意思に基きて、民主的に處理せられしかば、かゝる美風の生ずるは自然の理なり。

然れども土地割換によるときは、耕地は細分せられ交叉するを以て、農業經營上不便なるのみ

ならず、僅に一定年間の用益を許さるゝのみなるより、土地利用者をして充分に利己心を發揮せしむることを得ず、従つて農民生産上充分なる能率を擧ぐることを得ざるなり。松浦家に於ても之が缺點を認め居たりしことは、寛政七年の郡方仕置帳に、「田畑之儀者、惣而作人を極、永代不變様に致候へば、紛敷議も無之、手入等致候義も心懸能作人難行届土地も、次第に宜相成道理に候へ共云々」とあるによりて明かなり、又同法施行上支障を來し、點は、大化改新の班田收授の場合に於て起りし如く、人口の増加に伴ふ土地の缺乏なり、即ち人口は無限に増加するも、分配すべき土地は之を無限に造成すること能はざるを以て、人口の増加に伴ひ、一戸當りの土地分配額は減少することなり。「田畑割御定法書」の一節に「年々人家相増候に付、作場差詰り候故、切畑（開墾地の意）定物成懸來候得者不及申、物成不相納切畑に而茂、三ヶ年以前開墾者、本畑に割返可申事」とあるが如く、壹岐國に於ても、人口の増加につれて、土地が不足となりしかば、一定の制限の下に、個人の開墾地をも、割の中に組み入るゝに至りしなり、恰も之れ班田收授に於ける三世一身の法に類す。然れ共かゝる制限（或は此場合獎勵と稱する方處る當れるやも知れず）の下に於て、開墾の勞費を償ひ得る間は、開墾は行はるれども、肥沃なる原野の缺乏につれて、かゝる制限ありては、到底開墾の勞費を償はざるに至りては、開墾を企つるもの無きは明かなり、故に肥沃なる原野の減少したる明治維新當時に於ては、開墾地は開墾者の永代所有を許さるゝこととなりたり、之れ恰も、聖武天皇の天平十五年五月二十七日に三世一身の法が撤廢せられ永代私有利の認められしと同一なり。又割替事務煩雜にして多大の時間と勞費とを要せしことも、亦班田收授の場合と同一なり。

き。かくの如き支障ありしかば、土地割替が嚴格に行はれざりしにや、田畑割御定法書寫弘化四年の仰出に「壹岐之國儀は、田畑割御作法相立諸作人在附茂相應に有之候得共、村に寄候而は、數十年滞候場所も有之趣云々」と云へり。

本制度に利害の相伴へること上述の如し、果して然らば、本制度の政策としての價值如何。此の問題を論せんには、宜しく其時代に立脚して、當時の社會組織經濟狀態並に民心の歸趨を深く考察せざるべからず、壹岐國地割が何時頃起りしやは不明なるも、其制度が徳川時代に最も盛行はれたるは明確なり、徳川時代の社會及經濟の組織は茲に贅言する迄もなく、殆んど封建制度の下に立てられたるものなりしかば、萬事萬物皆武士を中心とし、農民は武士なる高等遊民を扶養する爲に生存を許され、彼等は米穀を生産し、これを以て租税を納入する一種の機械と看做され、全く人格を無視され、職業の自由及び土地移轉の自由を有せず、僅かに徴々たる自給自足の經濟を營み居たりしなり。されば領主として農民統治の最良策は、彼等をして知らしめず依らしめて、出來得る限り、彼等の膏血を絞り取るにあり、又農民の理想は「沈香も焚かず屁もへらす」無爲平穩に一生を送らんとするにありき、既に述べし如く本制度の根本特徴はすべての農民をして貧富の懸隔なからしめ、安穩に生活せしむるにあるが故に、右政策は全く當時の社會狀態經濟狀態及民心の歸趨に一致せしものにして、其當時の政策としては極めて適當なるものなりしならん。

次に本制度創設の精神及制度の内容に於て之によく類似せる大化の班田制が、充分なる効果を

收むる能はずして、約二百年の後、壞廢に歸したるに反して、本制度がよく徳川三百年間存続したるのみならず、明治維新後と雖も、若し明治政府にして地租改正及土地所有確認の政策が行はれざりしならば、尙持續せんとするの勢を有したりしは如何なる理由によれるや。從來學者の研究によれば、大化の班田制が壞廢するに至りし主なる原因は、其手續の極めて煩雜なりしと人口増加に伴ふ土地の缺乏にありしが如し、既に述べし如く右両種の缺陷は壹岐國に於ても確かに存在したりと雖も、大化の改新に於ては、土地分配の實務は宮司自ら之を行ひたるに反して、壹岐國に於てはすべて村民之を執行し、宮司は唯監督の任にあたりしのみなるが故に、其分配は村民の希望に最もよく合致し、其割替手續も比較的煩雜ならざりしなり。又大化の改新に於ては、國民全體に土地を分配せしも、壹岐國に於ては在即ち農村の住民のみに土地を分配せしかば、土地の分配に與るべき人口及び其の増加の數は、之を大化改新の班田制に比すれば、少き理なり。且つ壹岐國の地勢は極めて低き丘陵地にして、殆んど全部農耕地となし得るが故に、割地のみにて耕地面積不充分なる時は、農民は自ら公領地なる山野を開墾するか、又は他人の開墾地を小作して其缺乏を補ひ得たりしなり。即ち壹岐國地制制度が大化改新の班田制と同一の弊害を有したるに拘らず、よく三百年以上を持續し、明治維新の地租改正なくば尙も持續せんとするの勢を有したるは、一に其弊害現出の程度極めて緩慢なりしが爲めなるべし。従つて本制度は明治維新後人工的に急激に廢滅に歸したりと雖も、たとへ明治維新の地租改正なくとも、人口増加による土地缺乏の爲めに何時かは崩壞を見るに至るべきや必せり。(完)

(附言)本論文の研究に對して深甚なる好意を寄せられたる松浦伯爵家、水野尾忠次郎、佐藤光峰、後藤正足、吉野光枝、吉永榮十郎、下條美助、永元嘉十郎、永元壹岐郡長、深川清一郎、松本浩通及び古川純太郎の諸氏に深謝の意を表す。